
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	日本公認会計士協会への実務指針等の改正依頼

本資料の目的

1. 本資料は、日本公認会計士協会の実務指針等に関する改正を依頼する際の文案を示すことを目的としている。
2. 改正を依頼する日本公認会計士協会の実務指針等は次のとおり。
 - (1) 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」
 - (2) 会計制度委員会「金融商品会計に関する Q&A」
 - (3) 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」

本日の検討

3. 具体的な修正内容は、本資料の次頁以降に記載している。

審議事項(1)-10

貴協会の実務指針等の改正のお願い
(時価の算定に関する会計基準)

平成 31 年 X 月 XX 日

日本公認会計士協会
会長 関根 愛子 殿

企業会計基準委員会
委員長 小野 行雄

貴協会ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当委員会では、我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みとして、公正価値測定に関するガイダンス及び開示についての検討を重ねてまいりましたが、本日開催した第 400 回企業会計基準委員会にて、企業会計基準公開草案第●号「時価の算定に関する会計基準(案)」等(以下「時価算定会計基準案等」という。)の公表が承認されました。

時価算定会計基準案等を公表したことにより、下記の貴協会の実務指針等についても改正いただく必要が生じ、企業会計基準委員会にて検討を行わせて頂きました。別紙のとおり検討の結果をとりまとめましたので、改正をお願いさせていただきます。本日、ご依頼する次第です。

時価算定会計基準案等は、平成 31 年 1 月 XX 日(X)に公表する予定であり(コメント募集期間:平成 31 年 X 月 XX 日(X)から X 月 XX 日(X)まで)、可能であれば同日に貴協会の実務指針等の公開草案を公表頂くことをご検討頂ければ幸いです。また、貴協会の実務指針等の公開草案に寄せられたコメントについて共有させて頂ければ幸いです。

記

改正をお願いする実務指針等

- 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」
- 会計制度委員会「金融商品会計に関する Q&A」
- 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」

以上

削除箇所は取消線で示し、追加箇所は下線で示しております(現行の実務指針等において下線が付されている箇所もそのまま下線を付しております)。なお、削除又は追加した理由がわかるように、吹き出しを付しております。

会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」

I 金融商品会計に関する実務指針

金融資産の消滅の認識

金融資産の消滅時に何らかの権利・義務が存在する場合における「残存部分」と「新たな資産・負債」の時価を合理的に測定できない場合

38. 金融資産の消滅時に残存部分又は新たに生じた資産(デリバティブ)について時価を合理的に測定できない場合、その時価はゼロとして譲渡損益を計算し、その当初計上額もゼロとする。

新たに生じた負債について時価を合理的に測定できない場合、その当初計上額は、当該譲渡から利益が生じないように計算した金額とする。また、金融資産の消滅時に、それに伴って損失の発生する可能性が高い場合には、当該損失を引き当てる必要がある〔設例2〕。

金融負債の消滅の認識

債務引渡しに係る二次的責任

45. 債務の第三者引受に際し当該第三者が倒産等に陥ったときに原債務者が負うこととなる二次的責任である単純保証については、第三者による債務引受時に原債務者は当該二次的責任を新たな金融負債として時価により認識する。二次的責任の時価を合理的に測定できない場合、当該時価は、当該取引から利益が生じないように計算した金額又はゼロとする。ゼロとした場合、当該二次的責任を保証債務として取り扱う。なお、二次的責任に係る金融負債の計上価額は、前受保証料に準じて各期の純損益に合理的に配分する。

金融負債消滅後の二次的責任に係る金融負債の時価は、時間の経過、債務金額の減少、信用リスクの変化等に伴って変化するが、当該金融負債は、デリバティブに

コメントの追加【A1】: 時価算定会計基準案等に照らして時価を合理的に測定できない場合は想定されなくなることから、「時価を合理的に測定できない場合」の取扱いは削除する。

コメントの追加【A2】: 第38項と同様に、時価算定会計基準案等に照らして時価を合理的に測定できない場合は想定されなくなることから、「時価を合理的に算定できない場合」の取扱いは削除する。

該当しないため、時価評価せず、二次的責任につき損失を被る可能性が高くなったときに債務保証に準じて引当金を計上する。

金融資産及び金融負債の評価

時価の定義

47. 「時価」とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額である。金融資産に付すべき時価には、当該金融資産が市場で取引され、そこで成立している価格がある場合の「市場価格に基づく価額」と、当該金融資産に市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」とがある。

金融資産及び金融負債の「時価」の定義については、金融商品会計基準第6項に従う。

市場価格に基づく価額

48. 金融資産が市場で取引され、そこで成立している価格があれば、原則として当該金融資産には時価として「市場価格に基づく価額」を付さなければならない(ただし、第53項②に該当する場合を除く。)。ここで「市場価格に基づく価額」とは、売買が行われている市場において金融資産の売却により入手できる現金の額又は取得のために支払う現金の額をいい、具体的には、以下の金融資産について公表されている取引価格を市場価格とする。

- ① 取引所に上場されている金融資産
- ② 店頭において取引されている金融資産
- ③ 上記①又は②に準じて随時、売買・換金等が可能なシステムにより取引されている金融資産

49. 取引所に上場されている金融資産の市場価格は、原則として取引所における取引価格とする。なお、一つの金融資産が複数の取引所に上場されている場合は、当該金融資産の取引が最も活発に行われている取引所のものとする。

50. 店頭において取引されている金融資産の市場価格は、公正な価格を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体(例えば、日本証券業協会)が公表する価格とする。ただし、業界団体が公表する価格の入手が困難か又はそれが無い場合には、ブローカー(金融資産の売買を仲介したり、場合によっては自己が買手又は売手となって店頭での売買を成立させる

コメントの追加【A3】: 「市場価格に基づく価額」及び「合理的に算定された価額」といった用語は、時価算定会計基準案等では用いていないため、削除する。

コメントの追加【A4】: 金融商品会計基準を参照する形とする。

審議事項(1)-10

業者で、証券会社や銀行が代表的なものである。)の店頭において成立する価格(気配値を含む。)とすることもできる。

金融資産の種類により、取引所で取引が成立しているものであっても、上場されている銘柄に限られ、また、売買高も少量であるため、取引所における市場価格が金融資産の公正な評価額を示しておらず、店頭取引による価格の方が時価としてより妥当と判断される場合には、当該店頭取引による価格を用いる。

51. 取引所及び店頭において取引が行われていなくても、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム(例えば、金融機関・証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場)が流通性を確保する上で十分に整備されている場合には、そこで成立する取引価格を市場価格とすることができる。

52. 金融資産に付すべき市場価格は毎期同一の方法によって入手し、評価の精度をより高める場合を除き、みだりにこれを変更してはならない。

合理的に算定された価額

53. 金融資産に市場価格がない場合、市場価格に準ずるものとして「合理的に算定された価額」が得られれば、それをもって当該金融資産に付すべき時価とする。ここで、市場価格がない金融資産とは、第48項①から③までに該当しない金融資産である。そのほか、以下のような金融資産をいう。

① 何ら広く一般に価格が公表されていない金融資産又は買手と売手の双方の合意に基づく以外に価格が決定できない金融資産

② 取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産又は市場価格が存在しない金融資産

54. 市場価格がない場合又は市場価格を時価とみなせない場合、時価は、基本的に、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額による。ここで「合理的に算定された価額」とは、以下のような方法で算定された価額をいう。

(1) 取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法

この場合の調整数値等は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

(2) 対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法

審議事項(1)-10

~~この場合、変動要因等を織り込むことを考慮する。また、適用する割引率は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。~~

~~(3) 一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル（例えば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル）を使用する方法~~

~~この場合、会社が採用するモデル自体、及びモデルを用いて実際に算定する際のボラティリティ、利子率等の価格決定変数は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。~~

~~自社における合理的な見積りが困難な場合には、対象金融資産について上記(1)から(3)までの方法に基づき算定された価格をブローカーから入手して、それを合理的に算定された価額とすることができる。また、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている。）がブローカーの平均価格や理論値等を算定して一般に提供している場合には、それを入手して合理的に算定された価額とすることができる。~~

~~55. 金融資産に付すべき合理的に算定された価額は毎期同様の方法により入手し、評価の精度を高める場合を除き、みだりにこれを変更してはならない。~~

付随費用の取扱い

56. 金融資産（デリバティブを除く。）の取得時における付随費用（支払手数料等）は、取得した金融資産の取得価額に含める。ただし、経常的に発生する費用で、個々の金融資産との対応関係が明確でない付随費用は、取得価額に含めないことができる。

~~期末又は保有目的区分を変更する時点で保有している金融資産を時価評価する場合、その時価には取得又は売却に要する付随費用を含めない。~~

評価額及び評価差額の定義

57. 本報告で用いる評価額等に係る用語の定義は、以下のとおりとする。

(5) 貸借対照表価額とは、期末において貸借対照表に計上している金融資産又は金融負債の価額をいう。なお、貸借対照表上、貸倒引当金がある場合には、債権又は債券から当該残高を控除した後の金額が貸借対照表価額となる。

有価証券

コメントの追加 [A5]: 第 47 項の対応と併せ、「市場価格に基づく価額」と「合理的に算定された価額」の説明も削除する。

コメントの追加 [A6]: 付随費用の取扱いが「金融資産及び金融負債の評価」のセクションにあるが、記載位置が適切ではないのではないか（第 139 回金融商品専門委員会）。

→ 現行第 56 項は、時価評価における付随費用の取扱いのみでなく、取得原価における付随費用の取扱いも規定した上で、この位置であるため、記載位置の見直しは行わないこととする。

コメントの追加 [A7]: 付随費用の取扱いについては、適用指針案に規定があるが、実務指針で残している必要があるか（第 398 回企業会計基準委員会）。

→ 時価に関する記載について、適用指針案と齟齬を生じないため残していたが、削除することとする。一方、取得価額に関する記載は残すこととする。

コメントの追加 [A8]: 債券については、金融商品会計基準における時価を把握することが困難な場合の取扱いを削除しており、貸倒引当金の認識対象とならなくなるため、削除する。

有価証券の時価評価等

株式の時価評価

60. 株式に付すべき時価は市場価格とし、第48項の市場において公表されている取引価格の終値を優先適用し、終値がなければ気配値を適用する。その場合の気配値は、公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値とし、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値とする。また、当日に終値も気配値も公表されていない場合は、同日前直近において公表された終値又は気配値とする。なお、新株権利落ちのあった株式で期末に当該株式に係る新株の発行が行われていないものについては、終値に当該株式の新株の価格に相当する金額を加算した金額とする。

債券の時価評価

61. 債券に付すべき時価は市場価格とし、市場価格がない場合（市場価格を時価とみなせない場合を含む（第53項②参照）。）には、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。

債券の市場価格とする取引価格は、第60項における株式の取引価格に準じた終値又は気配値とする。

市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額には、取引所等が公表する市場価格に基づき、利子率、残存償還期間、当該債券の発行体の信用度等を勘案して算定する理論価格方式によるもの、債券の種類ごとに類似した銘柄を選定し、業界団体が公表する売買参考統計値の利回りをを用いて算定する比準価格方式によるもの等がある。自社において合理的な算定が困難な場合には、それらの方法に基づき算定された価格をブローカー又は情報ベンダーから入手して利用することができる。

投資信託の時価評価

62. 投資信託に付すべき時価は市場価格とし、市場価格がない場合には市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。

市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額には、投資信託委託会社の公表する基準価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価価格が含まれる。

また、私募投信であっても、その投資信託に組み入れられた有価証券等について市場価格に基づく価額がある場合、又は時価を合理的に算定できる場合には、時価のある投資信託とする。

コメントの追加【A9】：時価の算定については、時価算定会計基準案等に従うこととなるため、削除する。

コメントの追加【A10】：投資信託の取扱いについては、時価算定会計基準案等に規定されるため削除する。

審議事項(1)-10

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の範囲

~~63. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち社債その他の債券の貸借対照表価額は債権に準じて、また社債その他の債券以外の有価証券については、取得原価をもって貸借対照表価額とするとされている（金融商品会計基準第19項）。ここでいう時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券とは、第47項の時価の定義における「市場価格に基づく価額」及び「合理的に算定された価額」のないものをいう。~~

したがって、有価証券に市場価格が存在しない場合でも、その構成部分の時価を合成することにより価額を合理的に算定することができるとき、又は類似の有価証券の市場価格に基づいて価額を合理的に算定することができるときには、時価のある有価証券として取り扱う。なお、本報告において「時価のある」とは、第47項の時価の定義における「市場価格に基づく価額」又は「合理的に算定された価額」のあるものをいい、第20項にいう「時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のもの」と同義で使用している。

ただし、株式については、第48項におけるように、市場で売買される株式について市場価格に基づく価額が存在する場合のみ時価のある有価証券とする。したがって、市場で売買されない株式について、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価（合理的に算定された価額）とほしくないものとし、当該株式は時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱う。

その他有価証券

その他有価証券の会計処理

(市場価格の適用)

~~75. 金融商品会計基準(注7)では、「その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とする。」とされ、また一方、「ただし、継続して適用することを条件として、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。」とされている。~~

ここで「期末前1カ月の市場価格の平均」とは、原則として期末日以前1か月の各日の終値又は気配値の単純平均値とする。なお、当該方法の適用は、株式、債券等の有価証券の種類ごとに行うことが認められるが、每期継続して適用することが要件となる。

コメントの追加 [A11]: 株式は市場価格が存在する場合のみ時価のある有価証券とすることとしているが、「市場価格に基づく価額」に関連する項目を削除しているため、範囲が不明確になってしまっている。(第136回金融商品専門委員会)。

→有価証券に関しては、時価算定会計基準案等に照らして時価を把握することが極めて困難と認められる場合は想定されなくなる。株式に関しては合理的に算定された価額の算定が可能であっても、それを時価とほしくない現行の取扱いを踏襲することとするが、当該市場価格のない株式等の取扱いを金融商品会計基準第19項に規定したため、第63項は削除することとする。

コメントの追加 [A12]: 時価の定義の変更に伴い、その他有価証券の貸借対照表価額について、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができることに関する規定を削除する。

有価証券の減損処理**時価のある有価証券の減損処理**

91. 売買目的有価証券以外の有価証券（子会社株式及び関連会社株式を含む。第92項において同じ。）のうち時価のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しなければならない（金融商品会計基準第20項）。なお、その他有価証券については、減損処理の基礎となった期末日の時価により帳簿価額を付け替えて取得原価を修正し、以後、当該修正後の取得原価と毎期末の時価とを比較して評価差額を算定することになる。

時価のある有価証券の時価が「著しく下落した」ときとは、必ずしも数値化できるものではないが、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には「著しく下落した」ときに該当する。この場合には、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行わなければならない。

上記以外の場合には、状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設け、当該基準に基づき回復可能性の判定の対象とするかどうかを判断する。

なお、個々の銘柄の有価証券の時価の下落率がおおむね30%未満の場合には、一般的には「著しく下落した」ときに該当しないものと考えられる。

時価の下落について「回復する見込みがある」と認められるときとは、株式の場合、時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね1年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復する見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できる場合をいう。この場合の合理的な根拠は、個別銘柄ごとに、株式の取得時点、期末日及び期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して検討することが必要である。ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。他方、債券の場合は、単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは、回復する可能性があるものと認められるが、格付の著しい低下があった場合や、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。

審議事項(1)-10

上記の結果、回復する見込みがあると判断された銘柄以外の有価証券については、減損処理を行わなければならない〔設例5〕。

また、その他有価証券について、「著しく下落した」ときを判断するにあたっての、時価が取得原価に比べ50%程度以上下落したかどうか、及び時価の下落率がおおむね30%未満であるかどうかの検討に際しては、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることを妨げない。この期末前1か月の市場価格の平均とは、原則として期末日以前1か月の各日の終値（終値がなければ気配値）の単純平均値とする。当該方法の適用は、株式、債券等の有価証券の種類ごとに行うことができるが、毎期継続して適用することが要件となる。

時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式等の減損処理

92. 時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式等は取得原価をもって貸借対照表価額とするとされている（金融商品会計基準第19項(2)）が、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理（減損処理）しなければならない（金融商品会計基準第21項）。

財政状態とは、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額をいい、財政状態の悪化とは、この1株当たりの純資産額が、当該株式を取得したときのそれと比較して相当程度下回っている場合をいう。なお、この際に基礎とする財務諸表は、決算日までに入手し得る直近のものを使用し、その後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項が判明していればその事項も加味する。通常は、この1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額が当該株式の実質価額であるが、会社の超過収益力や経営権等を反映して、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額が実質価額として評価される場合もある。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式等の実質価額が「著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合をいう。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式等の実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる。

時価を把握することが極めて困難と認められる（市場価格がなく、かつ、時価を合理的に算定できない）債券の評価及び会計処理

コメントの追加 [A13]: 第396回企業会計基準委員会審議事項(2)-2において聞かれた意見を踏まえ、終値と気配値の関係を明確化する。

コメントの追加 [A14]: 減損判定時の月中平均価額の利用に関して、現行の取扱いを踏襲するため、追加する。

コメントの追加 [A15]: 金融商品会計基準第19項を「市場価格のない株式等」に修正しているため、それにあわせ修正する。

コメントの追加 [A16]: 時価算定会計基準案等に照らして時価を把握することが極めて困難と認められる場合は想定されなくなることから、「時価を把握することが極めて困難と認められる債券」の取扱いは削除する。

審議事項(1)-10

93. 時価を把握することが極めて困難と認められる（市場価格がなく、かつ、時価を合理的に算定できない）債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずるとされている（金融商品会計基準第19項(1)）ため、当該債券については、償却原価法を適用した上で、債権の貸倒見積高の算定方法に準じて信用リスクに応じた償還不能見積高を算定し、会計処理を行う。なお、償還不能見積高の算定は、原則として、個別の債券ごとに行うものとする。

デリバティブ取引

上場デリバティブ取引の時価評価

101. 金融商品会計基準では、デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、原則として時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、ヘッジに係るものを除き、当期の純損益として処理することとされている（第25項及び第88項参照）。

取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、貸借対照表目における当該取引所の最終価格（終値又は終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値又はそれらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いて時価評価する。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。また、委託手数料等取引に付随して発生する費用は時価に加味しない。

コメントの追加 [A17]: 時価の算定については、時価算定会計基準案等に従うこととなるため、削除する。

非上場デリバティブ取引の時価評価

時価評価の方法

102. 取引所の相場がない非上場デリバティブ取引の時価は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。合理的に算定された価額は、一般に、以下のいずれかの方法を用いて算定する〔設例10〕。

(1) インターバンク市場、ディーラー間市場、電子売買取引等の随時決済・換金ができる取引システムでの気配値による方法

取引所以外でも、いわゆる流通市場ないしセカンダリーマーケットでデリバティブ取引の気配値を入手できる場合がある。複数の市場で気配値を入手できるデリバティブ取引については、会社が通常使用する市場又はより活発な市場での価格を使用する。保有しているデリバティブ取引そのものに気配値がない場合でも、類似す

審議事項(1)-10

るデリバティブ取引に気配値がある場合には、当該気配値に契約上の差異等を調整して、時価を見積もる。

(2) 割引現在価値による方法

類似する取引に気配値のないデリバティブ取引については、将来キャッシュ・フローを見積もり、それを適切な市場利子率で割り引くことにより現在価値を算定する。

将来キャッシュ・フローの見積りは、一般に、契約上の諸条件を将来の各期間に展開し、信用リスク等のリスクを加味することによって行う。一方、適切な市場利子率は、一般に、短期の利子率については先物市場の相場又は銀行間短期資金貸借の気配値を参考にし、また、長期の利子率については金利スワップの気配値等を参考にして各将来時点の市場利子率を算定し、各将来時点を補間することによりイールドカーブを描いて見積もる。

なお、信用リスク等のリスクを将来キャッシュ・フローに反映させることができる場合には、市場利子率はリスク・フリーに近いものを使用する。他方、リスクを将来キャッシュ・フローに反映させることが実務的に困難な場合には、市場利子率をリスク要因で補正する。

(3) オプション価格モデルによる方法

オプション取引については、ブラック・ショールズ・モデル等のオプション価格モデルを用いて時価を算定する。

時価は原則として自ら算定すべきであるが、取引相手の金融機関やブローカー等から入手した価格を自らの責任で使用することができる。

時価評価における留意事項

103. 非上場デリバティブ取引の時価評価に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 原則として、評価時点で保有するデリバティブ取引を解約すると仮定した場合に取引相手先に支払うべき（又は受け取るべき）価額、いわゆる手住舞いコスト（キャンセル・コスト）を見積もる。
- (2) 取引手数料等の付随費用は加味しない。
- (3) インターバンク市場等の気配値がある場合で売り気配と買い気配の幅が小さいときにはそれらの仲値を使用してもよいが、幅が大きい場合には、資産は買い気配、負債は売り気配を使用することが望ましい。

コメントの追加 [A18]: 時価の算定については、時価算定会計基準案等に従うこととなるため、削除する。

コメントの追加 [A19]: 時価の算定については、時価算定会計基準案等に従うこととなるため、削除する。

審議事項(1)-10

~~(4) 企業自体の信用リスク及び取引相手先の信用リスクは、原則として、時価評価に当たって加味する。~~

~~(5) 流動性リスク等に重要性があれば考慮する。~~

公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引の会計処理

~~104. 非上場デリバティブ取引の時価評価に当たっては最善の見積額を使用するが、取引慣行が成熟していないため内容が定まっていない一部のクレジット・デリバティブ、ウェザー・デリバティブ等で公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得原価をもって貸借対照表価額とする。~~

劣後債権等

劣後債権等の残存部分に係る帳簿価額及び貸倒見積高の算定

118. 劣後債権、劣後受益権及び資産担保型証券等債権の内容が特殊なものは、特定の条件下において通常の債権を上回る高い信用リスクを生じるため、劣後債権等の債務者の財政状態及び経営成績にかかわらず、その発生し得る損失見積額に基づいて貸倒見積高を算定する。

例えば、保有する貸付金を消滅の認識要件を満たして特別目的会社に譲渡するとともに、その対価の一部として特別目的会社の発行する劣後債権を保有する場合、当該劣後債権は、貸付金の消滅時に譲渡人に残存する部分に該当し、他に新たに発生した資産又は負債がなければ、貸付金の譲渡に伴う入金額が譲渡金額となり、貸付金の消滅直前の帳簿価額を譲渡し消滅した部分の時価と劣後債権の時価の比率で按分した結果、譲渡部分に配分された金額が譲渡原価となる（第37項参照）。ただし、貸付金の帳簿価額は、貸付額から貸倒引当金を控除した後の金額である（第57項(4)参照）。

~~なお、残存部分について時価を合理的に測定できない場合、その時価はゼロとして上記の按分計算を行うため、残存部分の帳簿価額はゼロとなる（第38項参照）。~~

以上により帳簿価額を時価の比率で按分した結果、残存部分に配分された金額が劣後債権の帳簿価額となり、期末時に、残存部分について見積もられた回収可能見込額が帳簿価額を下回った場合には、当該下回った額をもって劣後債権に対する貸倒見積高とする〔設例14〕。

コメントの追加 [A20]: 時価算定会計基準案等に照らして公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合は想定されなくなることから、「公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引」の取扱いは削除する。

コメントの追加 [A21]: 「デリバティブ取引」のセクションに劣後債権等の規定があるが、表題はデリバティブ取引でよいのか（第139回金融商品専門委員会）。→本資料は、修正箇所のみ示しており、実務指針上、当該劣後債権等は、「債権」のセクションに位置している。よって、表題等の見直しは行わないこととする。

コメントの追加 [A22]: 第38項と同様に、時価算定会計基準案等に照らして時価を合理的に測定できない場合は想定されなくなることから、「時価を合理的に測定できない場合」の取扱いは削除する。

その他の金融資産及び金融負債

運用結果が元利に反映される社債等の会計処理

127. 元利が資産の運用実績に基づいて毎月増減し、配当・償還する社債等については、当該運用実績に基づく純資産額により評価し、その保有目的により売買目的有価証券又はその他有価証券として処理する。

コメントの追加【A23】：時価の算定については、時価算定会計基準案等に従うこととなるため、削除する。

ゴルフ会員権等の会計処理

135. 施設利用権を化体した株式及び預託保証金であるゴルフ会員権等は、取得価額をもって計上する。それらに市場価格時価があるものについて著しい時価市場価格の下落が生じた場合、又は時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格がないものについて当該株式の発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には有価証券に準じて減損処理を行う。また、預託保証金の回収可能性に疑義が生じた場合には債権の評価勘定として貸倒引当金を設定する。

コメントの追加【A24】：金融商品会計に関するQ&AのQ45やQ46を踏まえ、現行の取扱いを踏襲するため、「時価」から「市場価格」へ修正する。

債務保証契約及び保証料の授受に関する会計処理

137. 債務保証については、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じるものを除いて時価評価は行わず、監査・保証実務委員会実務指針第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」によって処理する。保証料は、受取保証料又は支払保証料として収益又は費用に計上し、期末には発生主義に基づき未収若しくは前受け又は未払若しくは前払を計上する。

金融商品会計基準により金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる保証債務は、原則として発生時の時価をもって計上するが、その後の時価評価は行わず、第45項に従って処理する。

コメントの追加【A25】：第45項で「時価を合理的に算定できない場合」の取扱いを削除したため、「原則として」を削除する。

クレジット・デリバティブ及びウェザー・デリバティブの会計処理

138. ~~クレジット・デリバティブ及びウェザー・デリバティブのうちデリバティブの特徴を満たし市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がある場合には当該価額をもって評価する。ただし、クレジット・デフォルト・オプションのうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理する。~~

コメントの追加【A26】：時価算定会計基準案等に照らして時価を把握することが極めて困難と認められる場合は想定されなくなり、かつ、デリバティブの時価の算定については、時価算定会計基準案等に従うこととなるため削除する。

II 結論の背景

金融商品の範囲、認識及び消滅

金融商品の範囲

金融商品

212. 金融商品として金融商品会計基準の対象となるか否かは、市場があり時価があるかどうかではなく、金融商品の定義を満たすかどうかで判断することになる。その上で、時価評価すべきものについて時価があれば原則として時価評価し、市場又は市場価格がない場合で合理的に時価が計算できない場合には、取得原価で評価すればよいものと考えた。したがって、時価評価すべきものについて、現在は時価がなく取得原価で評価されるものでも、将来、当該金融商品に市場が成立した場合又は活発な市場が出現した場合には、その時点から当該金融商品に係る金融資産を時価評価することになる。

コメントの追加 [A27]: 「市場価格に基づく価額」及び「合理的に算定された価額」といった用語は、時価算定会計基準案等では用いていないため、削除する。

金融資産の消滅の認識

金融資産の消滅時に何らかの権利・義務がある場合における「残存部分」と「新たな資産・負債」の時価を合理的に測定できない場合

254. 金融資産の消滅時に残存資産又は新たに生じた資産について合理的に時価が測定できない場合、健全性の観点から、その当初計上額はゼロとして認識することとした。

コメントの追加 [A28]: 第254項を削除しているため、表題の「金融資産の消滅の認識」も削除すべき(第139回金融商品専門委員会)。

→本資料では、改正箇所のみ示しており、「金融資産の消滅の認識」のセクションには、削除していない項も残っているため、表題の削除は行わないこととする。

新たに生じた負債について合理的に時価が測定できない場合、同様に健全性の観点から、その当初計上額は、当該取引から生じる利益が生じないように計算した金額とすることとした。さらに、当該金融資産の消滅から損失の発生する可能性が高い場合には、当該損失を引き当てるものとした。

コメントの追加 [A29]: 第38項の削除にあわせて削除する。

金融資産及び金融負債の評価

時価の定義

256. 「時価」には、一般に正味実現可能価額、再調達原価、割引原価、市場価格等の概念があるが、金融商品会計基準第54項では、時価の概念を「公正な評価額」としている。

ここで「公正な評価額」の概念が基礎としている主な点は次のとおりである。

審議事項(1)-10

(1) 金融資産を取引する当事者は、その金融資産の内容、構造、仕組みについて、特に当該金融資産が持つ固有のリスク及びリターンの特徴を理解していなければならない。

(2) 金融資産を取引する当事者は、継続企業を前提として、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、自らの経済的合理性に基づく判断により取引を行うものである。

(3) 金融資産の公正な評価額は、取引の当事者が、当該金融資産を取得・売却により又は取組・決済のために、その時点でキャッシュ・フローとして受け取る価額又は支払う価額である。

(4) 金融資産の公正な評価額は、まず基本的には「市場価格」である。当該金融資産が、取引が活発でかつ流動性の高い市場において取引されている場合には、その市場の市場価格が公正な評価額の最適な根拠を提供しているからである。しかし、市場における取引が活発でないため又は市場が十分に確立・整備されていないために、市場価格は金融資産の公正な評価額を示していないことがある。このような場合のほか、市場価格があっても入手不可能な場合、さらに、市場価格がない場合であっても、本報告が示す要件を満たす限り、「合理的に算定された価額」も公正な評価額に含まれる。

市場価格に基づく価額

257. 時価の適用に当たって、市場価格がある場合には、原則としてこれを優先して適用しなければならない。

市場価格が形成される市場として、まず取引所が挙げられるが、この取引所には国内はもとより海外のものも含まれる。一つの金融資産が複数の取引所で取引されている場合は、当該金融資産の取引が最も活発に行われている取引所の市場価格を適用するが、市場実勢を最も反映していると判断される場合には、時差を考慮した取引所のものを適用することができる。このことは、店頭市場及びシステムによる市場においても同様である。

金融資産が取引所に上場されていない場合及び業界団体が公表する価格がない場合は、ブローカーの店頭価格及びシステム上の売買価格を採用することができるが、この場合にはそのブローカーの店頭及びシステムが当該資産の流通性及び換金性を十分に確保しているものでなければならないことに留意する。

この場合のブローカーは客観的に信頼性があり、企業から独立した第三者でなければならないが、また、ブローカーの価格形成においてある一部の投資家の影響を強く受けていたり、そのブローカーの都合が介在している可能性についても留意する必

要がある。複数のブローカーによる価格がある場合、その業界の自主ルールによるものが望ましい。なお、複数のブローカーから価格を入手するときにはそれらを平均したものとす。

市場価格を適用するに当たって、一つの金融資産が複数の市場（取引所、店頭、システム上、国内及び海外）で取引されていたり、複数の価格（終値、売買価格及び店頭気配値）が存在する場合には、どの市場のどの価額を時価として採用するか、企業は可能な限り時価算定方針として決定をしておくことが望ましい。また、その方針は継続的に適用しなければならず、時価評価の精度をより高める場合を除き、みだりにこれを変更することはできないこととした。

合理的に算定された価額

258. 市場価格がない金融資産につき、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られる場合には、それを時価とするとしているが、この市場価格がない金融資産は大きく次の二つに分けて考えることができる。

一つは、第48項①から③までに該当しないが第53項①に該当するような金融資産、すなわち、取引所、店頭やシステム上で取引されていない金融資産、又は広く一般に価格が公表されていないか、相対取引によるため市場価格が存在しない金融資産である。これらの場合には、もともと市場価格がないのであるが、最善の方法として合理的に算定された価額が得られればその価額を時価とすることになる。

もう一つは、第53項②に該当するような、本来は取引所に上場されている又は店頭に登録されているにもかかわらず、市場価格が存在しない金融資産である。この場合には、市場価格を付すことができないため、次善の方法として合理的に算定された価額を時価として付さなければならない。

259. 市場価格がない場合の時価の算定は、まず企業の経営者の合理的な見積りによることを原則とするとした。第256項では、取引当事者が金融資産の特性を理解していることが公正な評価額を算定する基礎の一つであるとされており、その意味では、取引当事者の一方である企業の経営者は公正な評価額を構成する合理的に算定された価額を算定することが期待されている。

合理的に算定された価額の算定方法の一つとして、取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法がある。この方法には、債券における理論価格方式及び比準価格方式が含まれるが、いずれの方式であっても、利子率等について恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

2番目の算定方法として、金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法がある。例えば、スワップ取引について、利子率と

審議事項(1)-10

満期日までの期間の関係を示すイールドカーブから導き出された割引率に基づいて現在価値を算定するものである。その際、原則として信用リスク等のリスクを将来キャッシュ・フローに反映させるか、又は割引率をリスク要因で補正することが望ましい。また、割引現在価値の算定に当たって使用する利子率等は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

3番目の算定方法として、一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデルを使用する方法がある。例えば、オプション取引について、オプションの基礎商品の現時点での市場価格・市場レート、オプション行使価格、満期までの期間、市場金利や基礎商品価格のボラティリティ等の要素に基づいて算定するものである。使用するモデル自体、更にその算定要素であるボラティリティ等は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

市場価格がない場合の時価の算定は、原則的には企業自らの合理的な見積りによることとするが、そのような合理的な見積りが実務的に困難であると判断される場合には、簡便的に第54項(1)から(3)の方法に基づき算定された価格をブローカー又は情報ベンダーから入手して利用することができる。ただし、この場合のブローカーは客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であることが必要である。

なお、将来キャッシュ・フローが約定されている債券等は、市場価格に準じた客観的に測定可能な時価を得ることが難しい市場価格のない株式と異なり、時価を把握することが極めて困難と認められる場合は多くないという意見も多い。また、信用リスクや残存期間等の時価の把握に関連する情報についても、従来に比べ入手しやすくなったという指摘もある。このため、債券等については、市場価格がなく、かつ、その貸借対照表計上額の重要性に比べ時価の測定には過大なコストを要することなどから時価を把握することが極めて困難と認められる場合は限定的であると考えられる。

260. 合理的に算定された価額の算定方法は複数存在するため、どの方法を採用するか、企業は可能な限り時価算定方針として決定しておくことが望ましい。また、その方針は継続的に適用しなければならず、時価評価の精度をより高める場合を除き、みだりにこれを変更することはできないこととした。

付随費用の取扱い

261. デリバティブを除く金融資産の取得時における付随費用を、取得した金融資産の取得価額に含めることとしたのは、金融資産以外の資産の場合、原則としてそ

コメントの追加【A30】：時価の算定については、時価算定会計基準案等に従うこととなるため、削除する。

コメントの追加【A31】：付随費用の取扱いは、「金融資産及び金融負債の評価」の表題のセクションが適切か(第139回金融商品専門委員会)。
→第56項と同様に、記載位置の見直しは行わないこととする。

審議事項(1)-10

の付随費用を資産の取得価額に計上しており、金融資産についてもその処理方法と同様にすることが適当であると考えたからである。

他方、保有している金融資産を期末又は保有目的区分を変更する時点で時価評価する場合の時価について、取得又は売却に要する付随費用を含めないこととしたのは、現在の金融資産の市場では付随費用自体が縮小する傾向にあり、場合によっては金融資産の価格そのものに既に含まれていることがあるからである。また、金融資産の時価を評価する時点で、付随費用を見積もることが実務的に困難であることも理由の一つである。

有価証券

有価証券の時価評価等

株式の時価評価

264. 第 60 項における株式の時価評価において、店頭登録株式については業界団体が公表する基準価格を市場価格とする。また、ブローカーの店頭及びシステム上において取引されている株式については、そこで成立している売買価格又は店頭気配値を市場価格とする。

債券の時価評価

265. 第 61 項における債券の時価評価において、市場価格には取引所における取引価格、業界団体が公表する売買参考統計値、ブローカーの店頭又はシステム上における売買価格又は店頭気配値が含まれる。この場合の売買価格又は店頭気配値は、第 60 項の定めに従って終値又は気配値の適用を準用することになる。

投資信託の時価評価

266. 第 62 項における投資信託の時価評価において、市場価格には取引所における取引価格及び業界団体が公表する基準価格が含まれる。

267. 有価証券に付すべき時価を、その種類ごとに「市場価格に基づく価額」と「合理的に算定された価額」とに区分して例示すれば、以下のとおりとなる。

有価証券の種類	市場価格に基づく価額	合理的に算定された価額
1. 株式	—	—
(1) 上場株式	取引所の終値又は気配値	=

コメントの追加 [A32]: 第 56 項の付随費用は時価に含めない旨の記載を削除したため、当該部分に関する結論の背景も削除する。

コメントの追加 [A33]: 「有価証券の時価評価等」の表題は、そのセクションの項がすべて削除されているため、削除すべき(第 139 回金融商品専門委員会)。→当該表題のセクションの項(第 264 項～第 267 項)をすべて削除しているため、削除することとする。

コメントの追加 [A34]: 時価の算定については時価算定会計基準案等に従うこととなるため、削除する。

コメントの追加 [A35]: 投資信託の取扱いについては、時価算定会計基準案等に規定されるため削除する。

コメントの追加 [A36]: 時価の算定については時価算定会計基準案等に従うこととなるため、削除する。

審議事項(1)-10

(2) 店頭登録株式	業界団体が公表する基準価格	＝
(3) 非公開株式	ブローカー又はシステム上の売買価格又は店頭気配値	＝
2. 債券	—	—
(1) 上場債券	取引所の終値若しくは気配値又は店頭気配値	＝
(2) 非上場債券	次のいずれか ① 業界団体が公表する売買参考統計値 ② ブローカー又はシステム上の売買価格又は店頭気配値	次のいずれか ① 比準方式等により算定した価格 ② ブローカーから入手する評価価格 ③ 情報ベンダーから入手する評価価格
3. 投資信託	取引所の終値若しくは気配値又は業界団体が公表する基準価格	次のいずれか ① 投資信託委託会社が公表する基準価格 ② ブローカーから入手する評価価格 ③ 情報ベンダーから入手する評価価格

コメントの追加 [A37]: 投資信託の取扱いについては、時価算定会計基準案等に規定されるため削除する。

コメントの追加 [A38]: 第91項にあわせ、減損判定時の月中平均価額の利用に関して追加する。

有価証券の減損処理

時価市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券の減損処理

284. 売買目的有価証券以外の時価のある有価証券について、時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行わなければならないものとした。

さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、状況によっては時価の回復可能性がないとして減損処理を要する場合があることから、時価の著しい下落があったものとして、回復可能性の判定の対象とされることもある。この場合、時価の著しい下落率についての固定的な数値基準を定めることはできないため、状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落した」と判定するための合理的な基準を設け、当該基準に基づき回復可能性の判定の対象とするかどうかを判断するものとした。

審議事項(1)-10

なお、個々の銘柄の有価証券の時価の下落率がおおむね30%未満の場合には、一般的には「著しく下落した」ときに該当しないものと考えられるとした。これは、その程度の下落率は、発行会社の業績の悪化ではなく市場要因などによって生ずることがあり、したがって、容易に時価が取得原価の水準にまで回復することがあると考えられるからである。しかしながら、たとえ30%未満の下落率であっても、発行会社の業績の悪化や信用リスクの増大などによって生ずることもあるため、30%未満の下落率を合理的な基準として設定することを妨げない。

時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準については、時価の下落率のほか、債権管理目的上の対象会社の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定することができるものとする。恣意性を排除するために、「合理的な基準」については文書をもって設定しておき、每期継続的に適用することが必要である。また、設定した「合理的な基準」については、その内容を注記において説明することが望ましい。

個々の銘柄の有価証券のうち合理的な基準に該当するものについては、時価の回復可能性の判定を行い、減損処理の要否を決定しなければならない。

株式の場合の回復可能性については、当該銘柄に回復する見込みがあるとする合理的な根拠を示し得ることが必要であるとし、漠然とした回復可能性の期待に依拠した楽観的な判断は認めないこととした。第91項では、時価が回復する見込みがあるとは認められない状況を例示しているが、これらの状況は通常回復する見込みが少なく一般的な考えられる例示であるので、十分な根拠に基づいて反証できるのであればこの限りではない。例えば、保有株式についての時価の下落が、特定の銘柄について、対象会社固有の要因や当該会社が属する業界や地域などに特有の要因で変動が生じているものであれば、個別に回復可能性の判定を行うべきであるが、短期的な景気循環や市場における金利や為替等の諸要因の変動によって、おおむね株式市場全体について生じている場合などで、固有の変動要因等がない銘柄については回復する見込みがあると通常は判断できる。

一方、債券の場合の回復可能性については、下落の原因により判定することとし、単に市場金利の上昇に起因し、保有期間中いずれ時価の下落が解消する見込みがある場合には回復可能性があると認め、他方、信用リスクの増大に起因する場合には、十分な根拠に基づいて反証ができる場合を除き、回復可能性はないと判断するものとした。

平成●●年に金融商品会計基準が改正されたことによって、その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めは削除されたが、平成●●年の金融商品会計基準の改正は時価の算定方法を変更するものであり、減損を行うか否かの判断基準を変更するものではないため、減損の判断が合理的な範囲で幅のある定めとなっていることを踏

審議事項(1)-10

まえて、減損処理における時価の下落率の判断にあたっては、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる取扱いを踏襲するものとした。

時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式等の減損処理

285. 時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式等の実質価額の算定の基礎となる発行会社の財政状態を算定するにあたっては、発行会社の財務諸表を無条件に使用するのではなく、原則として、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定するものとした。これは、時価評価に基づくより実態に近い財政状態を算定した上で、その悪化についての判定を行うという趣旨である。したがって、発行会社の財務諸表において資産等の時価評価が行われていない場合には、時価評価のための資料が合理的に入手可能である限り、それに基づいて財務諸表を修正する必要がある。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式等であっても、子会社や関連会社等（特定のプロジェクトのために設立された会社を含む。）の株式については、実質価額が著しく低下したとしても、事業計画等を入手して回復可能性を判定できることもあるため、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められるとした。ただし、事業計画等は実行可能で合理的なものでなければならず、回復可能性の判定は、特定のプロジェクトのために設立された会社で、当初の事業計画等において、開業当初の累積損失が5年を超えた期間経過後に解消されることが合理的に見込まれる場合を除き、おおむね5年以内に回復すると見込まれる金額を上限として行うものとする。また、回復可能性は每期見直すことが必要であり、その後の実績が事業計画等を下回った場合など、事業計画等に基づく業績回復が予定どおり進まないことが判明したときは、その期末において減損処理の要否を検討しなければならない。

時価を把握することが極めて困難と認められる（市場価格がなく、かつ、時価を合理的に算定できない）債券の評価及び会計処理

285-2. 債権が債務者からの弁済又は第三者への売却により回収されるのに対し、時価を把握することが極めて困難と認められる（市場価格がなく、かつ、時価を合理的に算定できない）債券の回収も発行者からの償還又は第三者への売却により行

コメントの追加【A39】：金融商品会計基準第19項を「市場価格のない株式等」に修正しており、それにあわせ修正する。

審議事項(1)-10

われ、債権と同様に、信用リスクの増大に伴って損失の認識が必要となることから、信用リスクに応じた償還不能見積高の算定を行うものとした。具体的には、金融商品会計基準において、時価を把握することが極めて困難と認められる債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずるとされていることから、貸倒見積高に準じて会計処理することとなるが、時価を把握することが極めて困難と認められる債券には担保等により保全されているものもあることから、償還不能見積高の算定は、個別の債券ごとに行うことを原則とした。

有価証券の未収配当金・利息等

287. 投資信託をは、期末において時価すなわち基準価格で評価する場合されるが、投資信託の当該基準価格は、計算期間の末日で収益分配金相当額だけ下落している（以下「分配落ち」という。）。したがって、株式の配当落ちと同様に、分配落ちによる時価の下落と収益分配金の計上とを同一の事業年度で認識することにより、投資信託に係る合理的な貸借対照表価額の算定を行わせることが必要となる。そこで、計算期間の末日をもって保有する投資信託に係る収益分配金を計上する方法を原則的処理とした。

なお、追加型投資信託については、追加購入者の購入価格は追加設定時の基準価格を基礎として決定されるため、基準価格が元本を上回っている場合には、元本に上乗せ部分を加算した金額を払い込むことになる。したがって、追加購入者が受け取る収益分配金には、実質的に払込金からの払戻しの性格を有するものが含まれていることになる。しかし、収益分配金のうちどの部分が実質的に払込金からの払戻しに該当するかは、追加設定の時期、信託財産の運用状況、収益分配金の源泉等によって異なり、払戻し相当額が明らかにされていない限り、これを特定することは難しい。そこで、購入後短期間に計算期間の末日が到来する場合で、収益分配金のほとんどが払込資金からの払戻しと認められる場合には、収益分配金を収益として計上せず、当該投資信託の取得原価を減額処理するものとした。

デリバティブ取引

非上場デリバティブ取引の時価評価

時価評価の方法

292. デリバティブ取引には、先物取引や上場オプション取引のように、取引所の相場を容易に入手できるものと、先渡取引、非上場オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引のように、原則として相対取引であるため、客観的な時価を容易には入手できない取引がある。

コメントの追加 [A40]: 時価算定会計基準案等に照らして時価を把握することが極めて困難と認められる場合は想定されなくなることから、「時価を把握することが極めて困難と認められる債券」の取扱いは削除する。

コメントの追加 [A41]: 投資信託の時価について、基準価格以外で評価される場合も想定されることから、「基準価格で評価する場合」に修正する。

審議事項(1)-10

非上場デリバティブ取引の時価は、見積可能であることが期待されている。ただし、デリバティブ取引の基礎商品に市場価格がないこと等により時価の見積りが不可能である場合には、取得価額をもって貸借対照表価額とすることになる。

デリバティブ取引をヘッジ目的以外で利用する企業は、より頻繁かつ正確に時価を管理する必要がある。この場合、経営管理上用いている時価を信頼し得る水準のものとし、会計処理に用いることが適切である。

なお、エンド・ユーザーとしてデリバティブ取引を利用している企業の中には、自ら信頼し得る時価の算定能力を有さず、取引相手の金融機関やブローカー等の提示する価格に依存する場合もあると考えられる。この場合、それらの提示する価格に基づいて時価を使用することができるものとするが、入手した時価の使用についての責任は企業自身にある。

時価評価の留意事項

293. 非上場のデリバティブ取引の時価評価に当たり、基本的な考え方は、保有するデリバティブ取引を解約すると仮定した場合に相手先に支払うべき（又は受け取るべき）価額、いわゆる手仕舞いコスト（キャンセル・コスト）を見積もることとした。時価の考え方には、資産の再購入又は負債の再調達を仮定する考え方（エントリー価格法）と、資産の売却又は負債の決済を仮定する考え方（エグジット価格法）があるが、手仕舞いコストは後者の考え方に基づいている。これは、現に保有するデリバティブ取引の価値を評価する上でより有益と考えられたこと及び非上場のデリバティブ取引は上場されているデリバティブ取引に比して流動性が低いため保守的な評価が必要と考えられたことによる。

インターバンク市場等の気配値がある場合、売り気配と買い気配の幅が大きく、仲値による評価額との乖離が重要な場合には、正の時価を有する資産については買い気配、負の時価を有する負債については売り気配を使用することが望ましい。気配の幅が小さい場合には、仲値を使用することができる。また、同一の基礎商品のデリバティブ取引について売建てと買建てが多数ある場合やリスクを相殺し合う売建てと買建てがある場合には、仲値を使用することができると考えられる。

非上場デリバティブ取引は相対取引であるから、価格面の契約条件には、各当事者の信用リスク（契約不履行等によって損失を被るリスク）が反映されている。特に、一般事業会社が保有する非上場デリバティブには、会社自身の信用リスクが取引価格に反映している。例えば、A社と、A社より信用力が劣るB社がそれぞれ同一の銀行と、同一の変動金利を受け取り、固定金利を銀行に支払う同一期間の金利スワップを有する場合、B社の支払う固定金利の方がA社の支払う固定金利より高くなる。B社がA社の信用リスクの水準の割引率等を参照してB社自身の金利スワップの時価評価すると、評価益が過小・評価損が過大に算定される可能性がある。し

コメントの追加 [A42]: 時価の算定については、時価算定会計基準案等に従うこととなるため、削除する。

コメントの追加 [A43]: 時価の算定については、時価算定会計基準案等に従うこととなるため、削除する。

たがって、自らの信用リスクを加味した時価算定を行うことが原則として必要である。また、相手先の信用リスクは、評価益の回収可能性に係るリスクであるため、時価の算定に加味することが望ましい。ただし、自らの信用リスクや相手先の信用リスクを時価に反映することが実務上困難な場合には、重要性があると認められる場合を除いて、これらを加味しないことができる。

流動性リスクや時価評価モデルの不確実性リスク等は、重要性があると認められる場合に考慮する。

Ⅲ 設例による解説

設例2 金融資産の消滅に係る会計処理

1. 前提条件

- (1) A社が帳簿価額1,000の債権を、下記(2)の契約条件で第三者に1,050の現金を対価として譲渡した。
- (2) A社は、買戻権(譲受人から買い戻す権利)を持ち、延滞債権を買い戻すリコース義務を負い、また、譲渡資産の回収代行を行う。
- (3) 取引は、支配の移転のための条件を満たしている。
- (4) 現金収入、回収サービス業務資産、買戻権及びリコース義務のそれぞれの時価は次のとおりである。

区 分	全ての時価が合理的に測定できる場合	一部の時価が合理的に測定できない場合
現金収入(A) (新たな資産)	1,050	1,050
回収サービス業務資産(B) (残存部分)	40	不明
買戻権(C) (新たな資産)	70	70
リコース義務(D) (新たな負債)	(60)	不明
	1,100	1,120

コメントの追加 [A44]: 第38項等にあわせて、残存部分又は新たな資産及び負債の時価を合理的に測定できない場合の例を削除する。

2. 譲渡資産の売却原価及び残存部分の原価の算定

上記前提条件に基づく譲渡資産の売却原価及び残存部分の原価は、次のとおりである。

	全ての時価が合理的に測定できる場合	一部の時価が合理的に測定できない場合
a. 譲渡価額 (A+C-Dで表される。)	1,060(a)	1,120(c)
b. 消滅した部分と残存部分への配分		

コメントの追加 [A45]: 同上

審議事項(1)-10

	帳簿価額の		帳簿価額の	
	時価	按分	時価	按分
譲渡債権	1,060	964 (b)	1,120	1,000 (d)
回収サービス業務資産	40	36	不明	0
	1,100	1,000	不明	1,000

3. 譲渡損益の算定

譲渡価額	1,060 (a)	1,120 (e)	
譲渡原価	964 (b)	1,000 (d)	
リコース義務	—	(120)	(d) - (c)
譲渡益	96	0	

4. 仕訳

上記譲渡資産の売却原価及び残存部分の原価の算定の結果に基づく、譲渡人の仕訳は次のとおりである。

() : 貸方

勘定科目	全ての時価が合理的に測定できる場合	一部の時価が合理的に測定できない場合
現金	1,050	1,050
回収サービス業務資産	36	—
買戻権	70	70
債権	(1,000)	(1,000)
リコース義務	(60)	(120)
売却益	(96)	—

コメントの追加 [A46]: 同上

設例10 非上場デリバティブ取引の時価評価

＜ケース1＞ 金利スワップの時価の算定と会計処理

1. 前提条件

- (1) 期間5年の金利スワップが2年経過し、残存期間3年
- (2) 想定元本: 100
- (3) 支払金利: 固定金利5%
- (4) 受取金利: 変動金利6か月のロンドン銀行間金利 (LIBOR) フラット

この金利スワップは、経済的には、固定金利で借入れを行い、変動金利の債券を購入したのと同じである。ただし、元本部分の交換がないため、債券元本に相当す

コメントの追加 [A47]: 第102項を削除したため、これに紐づく設例10も削除する。

審議事項(1)-10

る回収リスクはない。

固定金利支払サイド(負債サイド)の時価は、期末時点の市場利子率から求めたスポット・レート(現時点から期限までのゼロクーポン利回り)によって、次のように求められる。

なお、ここでは、まず銀行間取引の市場気配からスポット・レートのイールドカーブ(期間を横軸とし、利子率を縦軸とする線形グラフ)を作成し、自らの信用リスクを反映するため、自社の格付(BBB-)に対応する信用リスク・スプレッドを最近の同等の格付の社債発行事例や社債の流通価格から見積もって利子率に加算した(グラフを上方向に移動した)スポット・レートを用いている。

	(A) 将来キャッシュ・アウト・フロー	(B) 割引率	(C) 現在価値	期末日の対応 スポット・レート	割引率(B)の 計算式
1年後	5	0.9615	4.81	4.0000%	$1/(1+0.040000)$
2年後	5	0.9202	4.60	4.2476%	$1/(1+0.042476)^2$
3年後	5	0.8719	4.36	4.6765%	$1/(1+0.046765)^3$
3年後	100	0.8719	87.19	4.6765%	$1/(1+0.046765)^3$
合計	115		100.96		

変動金利受取サイド(資産サイド)の時価は、市場金利フラットなので、想定元本と同一である。したがって、金利スワップの時価は、 $100.00 - 100.96 = -0.96$ (純額で負債サイド)となる。

2. 会計処理

上記の金利スワップがヘッジ手段とされない場合、評価差額を純損益に計上する。

金利スワップ評価損	0.96	/	金利スワップ負債	0.96
-----------	------	---	----------	------

* 前期末の評価差額は洗い替えて戻し入れる。

<ケース2> 株価指数オプションの時価算定と会計処理

1. 前提条件

(1) 約定日(期中)

約定日の株価指数が1,000であり、今後の上昇を見込んで、権利行使期日6か月後(期日のみ権利行使できるヨーロピアン型)、権利行使価格1,000で株価指数

審議事項(1)-10

~~のコール・オプション（買う権利）を購入し、オプション料50を支払う。~~

(2) 期末日

~~期末日の株価指数は1,200である。コール・オプションの価値は単純な本源的価値の計算では $1,200 - 1,000 = 200$ である。この本源的価値の計算は、オプション価格モデルでの算定結果の予測・検証にある程度の意義を有する。ボラティリティ（価格の変動可能性）や時間的価値を考慮したオプション価格モデルで算定した結果、オプションの価値は215となった。オプションの時価と取得価額の差額は $165 - (215 - 50)$ である。~~

2. 会計処理

① 約定日

オプション資産	50	/	未払金	50
---------	----	---	-----	----

② プレミアム支払日

未払金	50	/	現金預金	50
-----	----	---	------	----

③ 期末日

オプション資産	165	/	オプション評価損益	165
---------	-----	---	-----------	-----

金融商品会計に関するQ & A

金融資産及び金融負債の評価

市場価格に基づく価額

第 50 項、第 54 項及び第 102 項

審議事項(1)-10

Q15: ~~実務指針において、金融商品を購入した企業が、時価を自ら入手又は算定できない場合には、ブローカーである金融機関等から時価を入手して利用することができることとされていますが、金融機関等から、実務指針で定める方法と異なる方法により時価が算定され、提供されたとしても、それが継続的に適用されていけば、問題ないのでしょうか。~~

A: ~~実務指針では、市場価格がある場合の時価の入手、及び市場価格がない場合の時価の算定は、原則的には企業が自らの責任において行うべきこととされています。たとえ、金融商品を購入した企業が、時価を自ら入手又は算定できない場合であっても、ブローカーである金融機関等から提供された時価を無条件に利用して免責されるわけではありません。実務指針では、そこで定める時価の算定方法等に準拠して入手又は算定された時価の提供を受けることが、それらに基づき金融商品の評価及び会計処理を行い得ることの前提条件であると考えられています。~~

~~したがって、当該金融商品を売却した金融機関等から実務指針で定める算定方法等に準拠した時価の提供を受けることができなければ、他の金融機関等から時価を入手するなどして、より合理的な時価の入手に努める必要があります。ただし、提供を受けた時価が、当該金融機関におけるシステム対応上の限界などから、実務指針で定める算定方法等に基づく時価と異なったとしても、それが時価としての妥当性を欠くとの明白な根拠が認められないのであれば、継続適用を条件として、当該提供を受けた時価を金融商品の評価及び会計処理に利用することができるものと解されます。~~

有価証券

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の範囲ヘッジファンド・リンク株式等の区分処理

第63項企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」

Q18: ~~ヘッジファンド・リンク株式又はの評価はどのように行うのでしょうか。また、有価証券又は若しくはデリバティブ運用リンク株式の組込デリバティブの区分処理評価はどのように行うのでしょうか。他方、ヘッジファンドに投資している会社の株式の評価はどのように行うのでしょうか。~~

A: ~~ヘッジファンド・リンク株式又は有価証券若しくはデリバティブ運用リンク株式は、複合金融商品であり、ヘッジファンドの時価純資産額又は有価証券若~~

コメントの追加 [A48]: ~~ブローカー価格等の取扱いについては、時価算定会計基準案等に従うため、削除する。~~

コメントの追加 [A49]: ~~時価評価以外の取扱いについても削除するのは、削除しすぎではないか（第398回企業会計基準委員会）。一時価算定に関しては基準案及び適用指針案に従うこととなるため、削除するが、組込デリバティブの区分処理に関する部分は削除しないこととする。なお、複合金融商品に関する規定が実務指針には含まれていないため、企業会計基準適用指針第12号を参照元とする。~~

審議事項(1)-10

しくはデリバティブ運用による時価純資産額がデリバティブの基礎数値に該当し、そのリスクが現物の株式の時価又は貸借対照表価額に及ぶ可能性があるため、当該株式の評価差額が当期の純損益に反映されていない場合には、デリバティブ部分を区分処理し、評価差額を当期の純損益に計上する必要があります。なお、他ファンド収益連動型の商品ファンドについても、他ファンドの時価純資産額がデリバティブの基礎数値に該当する場合には同様に区分処理する必要があります。

~~ヘッジドファンドに投資（有価証券又はデリバティブへの直接投資を含みます。）を行っている会社の株式は、時価を把握することが極めて困難と認められる場合、原則として取得価額で評価します（実務指針第63項）が、償還日があるもの、又は毎月末など一定期間ごとに解約可能な株式形態をとっている場合は、事業会社への株式と異なり時価純資産額で評価することになります。~~

第74項

Q26：その他有価証券の債券について償却原価法を適用する場合、取得差額は発行会社の信用リスクを反映した部分と金利調整差額部分とに区分されますが、どのように把握し、区分するのでしょうか。

A： 債券を債券金額（額面金額）と異なる価額で取得した場合には、取得差額が発生することになりますが、実務指針第70項では、その要因には、「クーポンレートと取得時の市場利子率との調整に基づくものと債券の発行体の信用力の変動や減損及びその他の要因がある」とされています。ただし、満期保有目的の債券については、その適格要件から信用リスクの高くないものが対象となるため、一般に、取得差額は大部分が金利調整差額のみから構成されるものとみなすことができます。これに対し、その他有価証券については、満期保有目的の債券のような適格要件は必要とされていないので、様々な水準の信用リスクを有する債券を保有することが可能です。したがって、その他有価証券に分類された債券に係る取得差額は、発行会社の信用リスクを反映した部分と金利調整差額部分とから成る可能性があります。

~~時価のある（市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額のあるものをいい、金融商品会計基準第20項にいう「時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のもの」と同義である。以下同じ。）債券を取得した場合には、取得差額のうち信用リスクを反映した部分は発行会社の格付の変動により、また、金利調整差額部分は当該債券のクーポンレートと取得時の市場利子率との差に基づき、それぞれ把握することが望ましいと考えられます。ただし、信用リスクの高く~~

コメントの追加 [A50]：時価算定会計基準案等に照らして時価を把握することが極めて困難な場合は想定されなくなることから、「時価のある」という文言を削除する。

ない債券については、満期保有目的の債券と同様、取得差額は大部分が金利調整差額のみから構成されるものとみなすことができます。

これに対し、信用リスクの高い債券を取得した場合には、その後、減損の生じる可能性を有しているため、当該債券に係る取得差額を、信用リスクを反映した部分と金利調整差額部分とに区分することが必要になります。ただし、それぞれの部分の算定が困難な場合には、取得差額が金利調整差額と認められる債券についてのみ償却原価法を適用し（実務指針第74項）、それ以外の場合には償却原価法を適用しないことも認められます。

四半期決算及び中間決算における減損処理

第91項及び第92項

Q31：四半期決算（四半期洗替え法を採用している場合）や中間決算（以下「四半期決算等」という。）において、時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式等や信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した債券について減損処理を行った場合、年度決算や年度決算までのその後の四半期決算（以下「年度決算等」という。）においても洗替処理を行うことになりませんか。

A： 中間財務諸表や四半期財務諸表は、原則として年度決算に適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成しなければならないとされていますので（中間財務諸表作成基準第二一及び企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」第9項）、減損処理は中間期や四半期においても当然に実施しなければなりません。

また、減損処理を行った場合、当該銘柄の帳簿価額を時価により付け替えて取得原価を修正することになるため、年度決算で行った減損処理について評価損計上額の洗替処理は行われません。一方、企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第4項では、継続適用を前提に、四半期会計期間末における有価証券の減損処理について、四半期切放し法のほか、四半期洗替え法の適用を認めています。また、中間財務諸表作成基準注解(注1)では、「年度決算では、中間会計期間を含む事業年度全体を対象として改めて会計処理が行われるため、中間決算の基礎となった金額とは異なる金額が計上される場合がある。」とされて、「時価が著しく下落した場合のたな卸資産等についての評価損」が例示されていますが、この「等」には有価証券が含まれるものと解されます。

コメントの追加【A51】：金融商品会計基準第19項を「市場価格のない株式等」に修正しており、それにあわせ修正する。

審議事項(1)-10

ただし、四半期決算等において時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式等について減損処理を実施した場合には、年度決算等における洗替処理を行うに当たり、以下の事項に留意する必要があります。

① 時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式等については、四半期決算等の時点において直近の財務諸表等の資料が入手されることが考えられますが、当該時点において実務指針第92項の減損処理の要件を満たしていれば、その四半期決算等において減損処理を行うのが合理的と考えられます。この場合には、年度決算等において財政状態の改善等が明らかになっている場合を除き、四半期決算等において行った減損処理を年度決算等で戻入処理することは慎重でなければなりません。

② 実務指針第91項では、時価のある債券について、格付の著しい低下など信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は時価が回復する見込みがあるとは認められないとされています。一般的には、信用リスクが短期間に大幅に減少する可能性は低いため、債券については、四半期決算等において行った減損処理を年度決算で戻入処理するような状況には至らないのが一般的と考えられます。

市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券の減損処理

第91項

~~Q32：時価のあるその他有価証券について、減損処理に係る評価損計上に当たり、時価として「期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額」を適用することができるでしょうか。~~

コメントの追加 [A52]：第91項にあわせて削除する。

~~A：その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とされていますが、継続適用を条件として、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできるとされています（金融商品会計基準(注7)）。~~

~~この取扱いは、洗替処理が前提となる評価差額を算定するためのものですが、減損処理に係る評価損を計上する場合にも、この選択・適用が認められます。減損処理においては、原則として、期末日の市場価格に基づく価額又は市場価格のないものについては合理的に算定された価額をもって時価としなければなりません。その他有価証券の貸借対照表価額及び評価差額の算定に当たって、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を時価として適用している場合であり、かつ、継続適用している場合に限り、当該平均価額によることができるものと解されます。~~

審議事項(1)-10

なお、貸借対照表価額及び評価差額の算定に当たって平均価額を適用している会社が、減損処理を期末日の時価で行った場合に、減損処理を行ったその他有価証券について、当該決算期では、改めて平均価額に基づく時価をもって貸借対照表価額として評価差額を認識すべきではありません。したがって、平均価額に基づく時価の適用は、減損処理を行った翌期末（中間期末を含みます。）から行われることとなります。

時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式の減損処理

第 92 項及び第 285 項

Q33：時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式において、株式の実質価額が取得原価に比べて 50%程度以上低下した場合には減損処理しなければなりません、その場合は個々の銘柄の回復可能性を判定しなくてよいでしょうか。また、会社の超過収益力等を反映して高い価額で当該会社の株式を取得した場合の減損処理の取扱いはどのようになりますか。

A：時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式の減損処理について、金融商品会計基準第 21 項では、「発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし」とされており、時価のある有価証券と異なって、実質価額の回復可能性は減損処理の要否の判定要件とはされていません。これは、時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式の実質価額の回復可能性を判定するためには、当該株式の発行会社の財務諸表を時価評価等した実質ベースで作成したり、又は中長期の事業計画等を入手して財政状態の改善の見通しを判断したりすることが必要ですが、通常は、外部の会社についてこのような手続を要求することは困難であるために、実質価額の回復可能性の判定を行うことなく、その下落率のみによって減損処理を行うことが妥当とされたものと思われます。実務指針では、時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式の実質価額が著しく低下したときは、少なくとも株式の実質価額が 50%程度以上低下した場合をいうとして、一般には回復可能性はないものと判断され、減損処理をしなければならないこととされています（実務指針第 92 項）。なお、実質価額の著しい低下の判定は、対象会社の直近の財務データを用いて行うこととなります。

しかし、子会社・関連会社の場合には、財務諸表を実質ベースで作成したり、事業計画等を入手することが可能です。実務指針では、この結果として回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるのであれば、期末において相当の減額をしないこ

コメントの追加 [A53]：金融商品会計基準第 19 項を「市場価格のない株式等」に修正しており、それに合わせて修正する。

審議事項(1)-10

とも認められることとされています(実務指針第92項)。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式の減損処理に際して回復可能性の判定は特に求めていますが、子会社・関連会社については、その判定が可能であり、極力これを行うことが望ましいと言えます。

また、特定のプロジェクトのために設立された会社について、それが子会社や関連会社でないとしても、これらと同様に中長期の事業計画等を入手することが可能な場合があります。当該事業計画等において、開業当初の累積損失が一定期間経過後に解消されることが合理的に見込まれており、かつ、その後の業績が事業計画等を大幅に下回っていないければ、当該会社の株式の実質価額の下落は恒久的なものではないとして、減損処理の対象としないことができます。

なお、金融商品会計基準においては、発行会社の財政状態の悪化が生じた場合に減損処理が必要になるとされていますが、企業買収においては、会社の超過収益力や経営権等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で当該会社の株式を取得することがあります。この場合、売買価額が、第三者による鑑定価額又は一般に認められた株価算定方式による評価額に基づいて、両者の合意の下に決定されたとしても、その後、超過収益力等が減少したために実質価額が大幅に低下することがあり得ます。したがって、このような場合には、たとえ発行会社の財政状態の悪化がないとしても、将来の期間にわたってその状態が続くと予想され、超過収益力が見込めなくなった場合には、実質価額が取得原価の50%程度を下回っている限り、減損処理をしなければなりません。これは、時価のある株式について、超過収益力等の減少により時価が下落して取得原価を下回った場合についても同様です。

金銭の信託の会計処理

第98項

Q37：金銭の信託で保有する有価証券と自己で直接保有する有価証券の会計処理方法が相違していても、それぞれが認められている方法であり、継続的に適用されている場合には、問題ないのでしょうか。

A：有価証券には、複数の会計処理方法が認められている項目があります。例として、有価証券の売買の認識基準(約定日基準・修正受渡日基準)、売買目的有価証券における評価損益の翌期の処理(切放し法・洗替え法)、償却原価法(利息法・定額法)、~~その他有価証券の市場価格(期末日・期末前1か月の平均)等~~です。

コメントの追加 [A54]：第75項にあわせて、削除する。

審議事項(1)-10

金銭の信託で保有する有価証券の会計処理方法は、自己で直接保有する有価証券の会計処理方法と合わせることを原則として必要です。しかしながら、金銭の信託で保有する有価証券の会計処理は、受託者のシステム対応上の制限から、必ずしも委託者（受益者）の期待する方法を採用できないこともあり得ます。このような場合には、継続適用を条件として、信託契約ごとに会計処理方法が異なることも認められます。

商品ファンドの会計処理

第 134 項

Q44：商品ファンドの時価評価の具体的な会計処理保有目的による区分はどのように行うのですか。

A：商品ファンドへの投資は有価証券として会計処理します。すなわち、短期運用目的のものは売買目的有価証券として、また、中長期運用目的のものはその他有価証券として処理することになります。ただし、商品ファンドはそのスキームの性格から満期保有目的の債券とすることは認められません。

商品ファンド構成資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、商品ファンドの保有者における会計処理の基礎とします。商品ファンドの投資対象は、通常、金の現先取引と現物商品及び金融に係るデリバティブ取引です。金の現先取引は金融取引ですから中途解約しない限り償却原価法により処理し、デリバティブ取引については時価評価します。このようにして評価した純資産額のうち投資家の持分相当額を商品ファンド出資金の貸借対照表価額とします。

ゴルフ会員権等の会計処理

第 135 項及び第 311 項

Q45：株式又は預託保証金から構成されるゴルフ会員権等に関する時価市場価格とは、いかなるものを意味するのですか。

A：金融商品会計基準において金融商品とされたゴルフ会員権は、ゴルフ会員権の価値の下落が一般に重要と認められる水準に至っている一方で、これを取得原価で評価し続ける場合も多いため、実務指針第 311 項に解説されているように、現状におけるゴルフ会員権相場の信頼性には限界を認識しつつも、著しい相場下落時に減損会計を適用することとされました。

コメントの追加 [A55]：時価評価以外の取扱いについても削除するのは、削除しすぎではないか（第 398 回企業会計基準委員会）。

一時価算定に関しては時価算定会計基準案等に従うこととなるため、削除するが、有価証券の保有目的による区分に関する部分は削除しないこととする。

コメントの追加 [A56]：ゴルフ会員権等の減損判定時の現行規定における時価は、業者間の取引相場とされているため、「時価」から「市場価格」へ修正する。

現状では、一般に入手可能で一定の信頼性が確保されているゴルフ会員権に関する「時価」市場価格としては、ゴルフ会員権協同組合が日々作成している業者間の取引相場表、及びその相場表を元にして大手のゴルフ会員権売買業者が公表している「ゴルフ会員権相場表」があります。これらの情報は、日刊紙やインターネットを通して、入手可能です。ただし、この場合には実際の取引実績のない会員権はこの相場表には表示されないという問題点も存在しています。

なお、業者が公表する相場は、売買一本値で表示する場合と、売値買値の両建てで表示する場合とがあり得ますが、一般的には、売買一本値の場合は仲値に相当するものと考えられます。

第 135 項及び第 311 項

Q46：ゴルフ会員権等に関し、時価市場価格が存在しない場合には、評価減を実施しなくともよいのでしょうか。

A：ゴルフ会員権の発行会社の財政状態や預託保証金の回収可能性の評価方法は、個別の事例により異なり、一般的に規定することは難しい状況です。また、ゴルフ会員権発行会社によっては、貸借対照表や損益計算書等の財務情報を公表していないという事実があり、貸借対照表に関しても、資産の主たるものは土地を含む固定資産部分であり預託金の返済能力を判断することが困難であるという指摘も一概に否定できません。したがって、本来は、個別案件ごとに入手可能な情報を整理し、最も妥当と判断される方法により評価を行うこととなりますが、判断に窮する場合の代替手段として、大手のゴルフ会員権取引業者に評価鑑定を依頼する方法も考えられます。

時価市場価格が存在しないゴルフ会員権は、一部の譲渡不可の会員権を除き、その価値が大幅に下落している場合があり、安易に減損会計の適用を回避することは妥当ではありません。したがって、合理的に入手可能な情報があれば、その情報に基づき評価減の検討をすべきものと考えます。他方、ゴルフ場運営会社が破産法、会社更生法、民事再生法等の申立てをした場合には、実態に応じ評価減をしなければなりません。

なお、時価市場価格と比較されるべきゴルフ会員権の価額は、直近の帳簿価額であり、適用がある場合には、帳簿価額と時価市場価格による評価額との差額が、減損として認識されることとなります。預託保証金方式によるゴルフ会員権の減損処理については、まず、帳簿価額のうち預託保証金を超える額を直接評価減し、さらに時価市場価格が預託保証金の額を下回る場合には、当該部分について貸倒引当金を

審議事項(1)-10

設定します。ただし、預託保証金の回収可能性がほとんどないと判断される場合には、貸倒損失額を預託保証金から直接控除します。

クレジット・デリバティブの会計処理

第138項及び第104項

Q17: 時価評価の対象とならないクレジット・デリバティブとは、どのようなものでしょうか。

A: クレジット・デリバティブについては、デリバティブの特徴を満たし時価市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がある場合には、当該価額をもって評価することになります(実務指針第138項)。したがって、取引慣行が成熟していないため内容が定まっていない一部のクレジット・デリバティブで、時価を把握することが極めて困難と認められるものは時価評価の対象とはなりません(実務指針第104項)。なお、クレジット・デフォルト・オプション及びこれに準ずるものについては債務保証に準じて処理します(実務指針第138項)。

コメントの追加 [A57]: 時価算定会計基準案等に照らして時価を把握することが極めて困難なデリバティブは想定されなくなることから、「時価を把握することが極めて困難と認められるデリバティブ」の取扱いは削除する。

会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」

決算時の為替相場としての平均相場(注解(注8))

11. 注解(注8)によれば、「決算時の直物為替相場としては、決算日の直物為替相場のほか、決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算出された平均相場を用いることができる。」とされている。決算時の為替相場としての平均相場の適用は、無条件に認められているのではなく、決算日前後の為替相場の変動状況から判断して、決算日の直物為替相場が異常と認められる場合にのみ、その適用が認められる。

平均相場の算定期間として認められる「決算日の前後一定期間」とは、決算日を含むおおむね1か月以内をいうが、為替相場の変動の推移、外貨建金銭債権債務残高及びその決済日等を考慮して合理的に判断して決定すべきものである。

外貨建金銭債権債務に決算時の為替相場として平均相場を適用した場合には、決算日の直物為替相場と決算時の為替相場として適用した平均相場を、財務諸表等に注記しなければならない。

在外支店の財務諸表項目の換算に適用する決算時の為替相場は、原則として本店等において外貨建金銭債権債務等の換算に適用する為替相場と同一でなければならない。

なお、金融商品会計基準(注7)では、「その他有価証券の決算時の時価は、原則

審議事項(1)-10

として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とする。ただし、継続して適用することを条件として、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。」とされているが、「**時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない外貨建株式等**」については、取得原価又は償却原価を決算時の直物為替相場により換算する。ただし、継続して適用することを条件として、決算時の直物為替相場により換算することができる。

外貨建その他有価証券の決算時の会計処理

15. 外貨建その他有価証券の決算時の円貨額は、原則として外貨による時価を決算時の直物為替相場により換算して算定する。「**時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない外貨建その他有価証券株式等**」については、取得原価又は償却原価を決算時の直物為替相場により換算する。その他有価証券に区分された外貨建債券に金融商品会計実務指針第74項に基づき償却原価法を適用する場合の当期償却額は、第13項①に準じて処理する。

「**時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない外貨建株式**」の評価額の引下げ（一 2 (1) ③ ニ）

18. 外貨基準一 2 (1) ③ ニによれば、「外貨建有価証券について時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合には、当該外貨建有価証券の時価又は実質価額は、外国通貨による時価又は実質価額を決算時の為替相場により円換算した額による。」とされており、「**時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない外貨建株式**」は、算定された実質価額を子会社及び関連会社株式であっても決算時の為替相場により円換算する。この場合に生じる換算差額は当期の有価証券の評価損として処理する。

「実質価額の著しい低下」については、金融商品会計基準第19項(2)では、「**市場価格のない株式**」は取得原価をもって貸借対照表価額とするが、同基準第21項では、「**時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式**」については、「**発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。**」とされている。また、金融商品会計実務指針第92項では、「**時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない株式等**」の実質価額が「著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合をいう。」とされている。「**時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない外貨建株式**」について、株

コメントの追加 [A58]: その他有価証券の貸借対照表価額について、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができることに関する規定を削除することに伴い、この場合の換算の取扱いは削除する。

コメントの追加 [A59]: 金融商品会計基準第19項を「市場価格のない株式等」に修正しており、それに合わせて修正する。

コメントの追加 [A60]: 金融商品会計基準改正案第19項では、市場価格のない株式等は取得原価で評価することとしているため償却原価を削除する。

コメントの追加 [A61]: 金融商品会計基準第19項を「市場価格のない株式等」に修正しており、それに併せて修正する。
現行の第18項は株式の規定であるため、等は付していない。

コメントの追加 [A62]: 引用箇所を修正する。

コメントの追加 [A63]: 引用部分のため「等」を付す。

審議事項(1)-10

式の実質価額が著しく低下したかどうかは、外貨建ての実質価額と外貨建ての取得原価とを比較して判断する。この外貨建ての実質価額の算定に当たり資産等の時価評価のための資料が合理的に入手できる場合には、時価評価に基づく評価差額等を加味して外貨建ての実質価額を算定する。

なお、著しい物価変動等を起因とした為替相場の変動の著しい状況において、実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない外貨建株式等有価証券については、再評価（インフレ会計適用により実質的に再評価している場合を含む。）後の外国通貨による実質価額を決算時の為替相場により円換算した額を付すことができる。

時価のある外貨建有価証券の評価額の引下げ（一 2 (1) ③ ニ）

19. 外貨基準一 2 (1) ③ ニにより、時価のある外貨建有価証券について評価額の引下げが求められる場合には、外貨建ての時価を決算時の為替相場により円換算し、この場合に生じる換算差額は当期の有価証券の評価損として処理する。

また、金融商品会計基準第 20 項では、「満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。」とされている。また、「著しく下落した」かどうか、及び「回復する見込がある」かどうかは金融商品会計実務指針第 91 項に従い判断することになるが、外貨建有価証券の場合、この「著しく下落した」かどうかは、外貨建ての時価と外貨建ての取得原価とを比較して判断する。

なお、外貨建その他有価証券のうち債券について、時価の著しい下落は生じていなくても、円相場の著しい上昇により、円換算後の金額が著しく下落するときには、外貨建ての時価を決算時の為替相場により円換算し、この場合に生じる換算差額を当期の損失として処理する。

外貨建保有転換社債型新株予約権付社債の取得時、決算時及び行使時の会計処理

19-9. 外貨建保有転換社債型新株予約権付社債の取得時の円貨への換算は、取得時の為替相場による。ただし、保有目的がその他有価証券である外貨建保有転換社債型新株予約権付社債取得のための支払外貨額に本邦通貨による為替予約等が締結され、振当処理を採用している場合には、為替予約等により確定した円貨額により記録する。

外貨建保有転換社債型新株予約権付社債の決算時の円貨への換算は、保有目的に

コメントの追加 [A64]: 金融商品会計基準第 19 項を「市場価格のない株式等」に修正しており、それに併せ修正する。
当該部分は有価証券の規定であるため、「等」を付す。

コメントの追加 [A65]: 金融商品会計基準第 19 項を「市場価格のない株式等」に修正しており、それに併せ修正する。

審議事項(1)-10

基づく区分に応じて以下のように行う。なお、新株予約権行使の可能性の有無については、第22項に準じて判断される。

- ① 売買目的有価証券に区分される外貨建保有転換社債型新株予約権付社債については、新株予約権行使の可能性の有無にかかわらず、外国通貨による時価を決算時の為替相場により円換算した額を付す。
- ② その他有価証券に区分される外貨建保有転換社債型新株予約権付社債については、新株予約権行使の可能性の有無にかかわらず、時価がある場合には外国通貨による時価を、時価がない場合には外国通貨による取得原価又は償却原価を決算時の為替相場により円換算した額を付す。
- ③ 子会社及び関連会社により発行された外貨建保有転換社債型新株予約権付社債については、取得時の為替相場による円換算額を付すが、新株予約権行使の可能性がないと認められるものについては、決算時の為替相場による円換算額を付す。
なお、外貨建保有転換社債型新株予約権付社債に係る換算差額は、当該外貨建保有転換社債型新株予約権付社債の保有目的区分に応じて処理する。
外貨建保有転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使時の円貨への換算は、売買目的有価証券の場合、行使時の為替相場により、その他有価証券の場合、取得時に記帳された為替相場による。

(結論の背景)

決算時の為替相場としての平均相場(注解(注8))

55. 注解(注8)によれば、「決算時の直物為替相場としては、決算日の直物為替相場のほか、決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算出された平均相場を用いることができる。」と規定されている。この規定に関し、決算時の為替相場として決算日の直物為替相場が原則であり平均相場は例外として認められるという見解と、平均相場の適用が正しいという見解がある。前者の見解においては、決算時の為替相場で円貨へ換算する項目は、全て外貨により時価で示されているため、その円貨への換算には決算日の直物為替相場の適用が理論的であること及び直物為替相場は客観的資料であり、そこに恣意性が入る余地がないことを論拠としている。これに対し後者の見解においては、変動相場制における為替相場は不確定なので、決算日の直物為替相場が異常と認められる場合にまで決算日の直物為替相場の適用を強制することは妥当でないと考え、外貨により決算時の時価で評価されている項目の円貨への換算は、その決済時の為替相場で換算することによってそれらを円貨による現在価値で評価することになるが、決済時の為替相場の正確な予測は不可能であるから、決算日前後一定期間の平均為替相場は、この予測為替相場を代替するものといえるという論拠に立つものである。

コメントの追加 [A66]: 実務指針第63項の削除に伴い、時価がない場合の規定を削除する。

審議事項(1)-10

決算日の直物為替相場が異常なものでない限り、それを決算時の為替相場とすることは、客観的な為替相場で決算日現在の外貨による時価をそれと同じ時点の為替相場で換算することになり合理的であるといえる。この場合、決算日前後一定期間の平均相場は、決算日の為替相場が異常なものであるか否かの判断材料として使用される。その結果、決算日の直物為替相場が異常と判断された場合には、決算時の為替相場の代替として平均相場を適用することができる。

「決算日の前後一定期間」がどの程度の期間を指すかは、決算日前後の為替相場の変動の推移、外貨建金銭債権債務の残高、決済日までの期間等を考慮して決定する必要があり、各企業が合理的に判断すべきものである。しかし、上述のごとく平均為替相場が直物為替相場を補完するものであると解される以上、その期間はそれほど長期間にわたるべきではないと解される。

また、決算日前後の為替相場の変動の推移等を考慮して決算日の直物為替相場が異常なものとして認められた場合に限り、平均為替相場の適用が認められるものである以上、決算時の為替相場として適用する為替相場の決定は事実認識の問題であり、継続性が要求される会計方針の選択の問題ではないと考えられる。

なお、その他有価証券の決算時の時価として、継続適用を条件に期末前1か月間の時価の平均に基づいて算定された価額を用いることが認められているが、これはその他有価証券に係る時価変動の影響を緩和する観点から認められたものであると考えられるため、この場合には原則として期末前1か月間の平均相場により換算することとした。ただし、継続して適用することを条件として、決算時の直物為替相場により換算することができることとした。

外貨建その他有価証券の決算時の会計処理

58. 外貨基準一 2 (1) ③ ロでは、外貨建その他有価証券の決算時の為替換算は外国通貨による時価を決算時の為替相場により円換算するとされている。また、企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準」(以下、「時価算定会計基準」)等が公表される以前は、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券の貸借対照表価額については、改正前の金融商品会計基準第19項では、社債その他の債券は債権の貸借対照表価額(すなわち、取得原価又は償却原価)に準じることとされ、社債その他の債券以外の有価証券は取得原価によるとされていた。すなわち、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、本来時価により評価すべきところを、たまたま時価がないために取得原価又は償却原価を付すこととしていたと考えられていた。

時価を把握することが極めて困難と認められる外貨建その他有価証券のうち、債券については金銭債権に準じて決算時の為替相場により換算することに問題はない

コメントの追加 [A67]: その他有価証券の貸借対照表価額について、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができることに関する規定を削除することに伴い、この場合の換算の取扱いも削除する。

コメントの追加 [A68]: 本結論の背景は、時価算定会計基準案等が公表される前のものであり、その判断過程の記載はそのまま維持する。時価算定会計基準案等が公表された後も考え方に変更はなく、市場価格のない外貨建株式等の換算について現行の時価を把握することが極めて困難と認められる外貨建その他有価証券の換算の考え方を踏襲しているため、末尾にその旨を追記する。

審議事項(1)-10

が、出資持分としての株式については取得原価がその公正な評価額を必ずしも表現しておらず決算時の為替相場による換算にはなじまない。また、売買目的有価証券に分類しない以上は長期保有が通常であり、子会社株式及び関連会社株式と換算方法を調和させる必要があるのではないかと、又は外貨による時価がない以上、円貨による時価評価額を求める過程としての換算には該当しないと考えられるなどを理由として、取得時の為替相場による換算が適当であるとの意見もあった。

しかし、金融商品会計基準第18項により、そもそもその他有価証券には時価評価が求められているのであり、外貨建ての場合の外貨額の属性についてはその公正な評価額を表す時価を用いるのが基本であり、したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるため、取得原価による場合であっても円貨額による時価評価額を求める過程としての換算という基本的な考え方は変わらない。また、公正な評価額がないために時価評価の対象にならないものであっても、円貨額では為替相場の変動リスクを負っており、外貨基準は為替相場の変動を財務諸表に反映させることをより重視する立場を採用していることから、時価を把握することが極めて困難と認められる外貨建ての他の有価証券についても、外貨建ての取得原価又は償却原価を決算時の直物為替相場により円換算することが適当であると考えた。

時価算定会計基準公表時の本実務指針改正の検討においても、当該取扱いを踏襲することとし、市場価格のない外貨建株式等については、外貨建ての取得原価を決算時の直物為替相場により円換算することとした。

時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない外貨建株式の評価額の引下げ（－ 2 (1) ③ 二)

61. 時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない外貨建株式の評価額の引下げに際して実質価額が「著しく低下した」かどうかの判断は円換算後の金額で行うべきとの意見もあるが、実質価額は会社の財政状態を反映するものであり、実質価額が著しく低下したかどうかの判断に際しては会社の財政状態と直接関係しない為替相場の変動の影響を加味することは妥当ではなく、外貨建ての実質価額と外貨建ての取得原価とを比較して著しく低下したかどうか判断することが適切であると考えた。この外貨による実質価額の算定に当たり、当該会社が保有する特定の資産に含み損益がある場合には、これを加味することにより経済実態に即した実質価額の算定が可能となるため、客観的かつ合理的な証拠により時価を入手できる場合には、当該時価評価差額を加味することとした。

なお、著しい物価変動等に起因した為替相場の変動の著しい状況において、実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない外貨建株式等有価証券については、再評価（インフレ会計適用により実質的に再評価している場合を含む。）後の外国通貨による実質価額

コメントの追加 [A69]: 金融商品会計基準第19項を「市場価格のない株式等」に修正しており、それに合わせて修正する。

審議事項(1)-10

を決算時の為替相場により円換算した額を付すことが、経済実態を適切に表すことになると考えた。

以 上

DRAFT